

公共調達 の適正化について（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づく随意契約に係る情報の公表（公共工事）  
 及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について（平成24年6月1日 行政改革実行本部決定）に基づく情報の公開

公共工事の名称、場所、期間及び種別	契約担当官等の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由（企画競争又は公募）	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考
										公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数	
瀬戸内（3）体育館新設建築追加工事 鹿児島県大島郡瀬戸内町 令和5年7月4日～令和6年2月29日 建築一式	支出負担行為担当官 熊本防衛支局長 小森 達也 熊本市東区東町1-1-11	令和5年7月3日	(株) 渡辺組 鹿児島県鹿児島市 武2-4-1	5340001004663	現に契約履行中の工事に直接関連する契約を現に履行中の契約者以外の方に履行させることが不利であるため。（根拠法令：予算決算及び会計令第102条の4第4号イ）	291,328,727	290,510,000	99.72%					
馬毛島（R4）局舎新設建築工事（その2）追加工事 鹿児島県西之表市 令和5年7月12日～令和6年4月30日 建築一式	支出負担行為担当官 熊本防衛支局長 小森 達也 熊本市東区東町1-1-11	令和5年7月11日	(株) 屋部土建 沖縄県名護市港2-6-5	3360001012162	現に契約履行中の工事に直接関連する契約を現に履行中の契約者以外の方に履行させることが不利であるため。（根拠法令：予算決算及び会計令第102条の4第4号イ）	503,030,782	502,700,000	99.93%					
馬毛島（R4）構内配電線路等追加工事 鹿児島県西之表市 令和5年7月12日～令和6年4月30日 電気	支出負担行為担当官 熊本防衛支局長 小森 達也 熊本市東区東町1-1-11	令和5年7月11日	馬毛島（R4）構内配電線路等工事 九電工・新生テクノ 建設共同企業体 福岡県福岡市南区 那の川1-2-3-35	-	現に契約履行中の工事に直接関連する契約を現に履行中の契約者以外の方に履行させることが不利であるため。（根拠法令：予算決算及び会計令第102条の4第4号イ）	816,011,938	814,000,000	99.75%					
馬毛島（R4）局舎等新設機械追加工事 鹿児島県西之表市 令和5年7月12日～令和6年4月30日 管	支出負担行為担当官 熊本防衛支局長 小森 達也 熊本市東区東町1-1-11	令和5年7月11日	三建設備工業 (株) 九州支店 福岡県福岡市博多区 店屋町1番35号	6010001044155	現に契約履行中の工事に直接関連する契約を現に履行中の契約者以外の方に履行させることが不利であるため。（根拠法令：予算決算及び会計令第102条の4第4号イ）	1,021,293,336	1,018,600,000	99.74%					
瀬戸内（4）体育館新設電気その他追加工事 鹿児島県大島郡瀬戸内町 令和5年7月27日～令和6年2月29日 電気	支出負担行為担当官 熊本防衛支局長 野崎 清隆 熊本市東区東町1-1-11	令和5年7月26日	(株) 宇都電設 鹿児島県鹿児島市白崎町18-35	1340001014385	現に契約履行中の工事に直接関連する契約を現に履行中の契約者以外の方に履行させることが不利であるため。（根拠法令：予算決算及び会計令第102条の4第4号イ）	13,661,015	13,607,000	99.60%					
瀬戸内（4）体育館新設機械追加工事 鹿児島県大島郡瀬戸内町 令和5年7月27日～令和6年2月29日 管	支出負担行為担当官 熊本防衛支局長 野崎 清隆 熊本市東区東町1-1-11	令和5年7月26日	(株) アタリ開発 鹿児島県奄美市名瀬小俣町25-1-1	8340001010790	現に契約履行中の工事に直接関連する契約を現に履行中の契約者以外の方に履行させることが不利であるため。（根拠法令：予算決算及び会計令第102条の4第4号イ）	65,517,169	65,153,000	99.44%					
健軍（5）庁舎新設基本検討 熊本県熊本市 令和5年7月25日～令和6年3月15日 建設コンサルタント等業務	支出負担行為担当官 熊本防衛支局長 野崎 清隆 熊本市東区東町1-1-11	令和5年7月24日	(株) 大建設計 九州事務所 福岡県福岡市博多区住吉3-1-1	7120001044853	提出された技術提案書等について、企業、管理技術者及び配置予定技術者を評価（プロポーザル方式）し、評価点数の上位者で見積合せを実施。（会計法第29条の3第4項）	49,109,107	48,400,000	98.56%					